

公 告

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 3 年 7 月 9 日

北秋田市長 津谷 永光

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在・地番	林班・小班	地目	経営管理権 の終期	備考
R3-29	北秋田市前山字堤岱 1-35	20-110	山林	2041. 3. 31	

2 縦覧場所

北秋田市産業部農林課及び北秋田市ホームページ

(<https://www.city.kitaakita.akita.jp/>)

3 本公告により、北秋田市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。